第三　基準生産金額

法第百五十三条第三項の基準生産金額（以下「基準生産金額」という。）は、次に掲げる金額のいずれかを基礎として農作物の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準生産金額に、当該申込者の当該類区分に係る栽培面積を乗じて得た金額とする。

一　過去五年間における出荷資料に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

二　過去五年間における当該申込者の青色申告書及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

第四　耕地別基準収穫量

1　規則第百四十八条第二項に規定する耕地別基準収穫量（以下「耕地別基準収穫量」という。）は、基準収穫量の設定の基礎となった第一第一項第一号若しくは第二号又は第一第三項の単位面積当たり基準収穫量に、耕地ごとの栽培面積を乗じて得た数量とする。

2　全相殺方式において、第一第一項第一号の単位面積当たり基準収穫量を耕地ごとに一律に適用することが適当でないと認められる場合における耕地別基準収穫量は、前項の規定にかかわらず、耕地ごとの土地条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して農作物の年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準収穫量に、当該耕地の栽培面積を乗じて得た数量とする。この場合において、当該単位面積当たり基準収穫量は、当該単位面積当たり基準収穫量を当該耕地の栽培面積により組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、同号の単位面積当たり基準収穫量に一致するように定めなければならない。

第五　災害収入共済方式に係る支払の基準となる収穫量

1　規則第百五十条の組合等が定める数量は、第三第一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあっては第一号、第三第二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあっては第二号に掲げる数量をそれぞれ基礎として農作物の年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、当該組合員等の当該類区分に係る栽培面積及び価格指数を乗じて得た数量とする。

一　過去五年間における出荷資料に基づく当該組合員等の当該類区分に係る収穫量

二　過去五年間における当該組合員等の青色申告書及びその関係書類に基づく当該組合員等の当該類区分に係る収穫量

2　前項の価格指数は、当該組合等の区域内において過去一定年間に収穫された当該類区分に係る農作物の平均的な単位数量当たり価格に対する当該組合員等が当該一定年間に収穫した当該類区分に係る農作物の単位数量当たり価格の比として当該組合等の定める指数とする。

第六　関係機関の助言等

組合等は、基準収穫量若しくは基準収繭量、基準生産金額、耕地別基準収穫量又は規則第百五十条の組合等が定める数量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百五十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百五十六条第一項の規定に基づき、園芸施設共済共済価額設定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

園芸施設共済共済価額設定準則

1　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百五十九条第一項の共済価額は、当該園芸施設共済の共済関係が、特定園芸施設（法第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいう。以下同じ。）のみを共済目的としている場合にあっては第一号に掲げる金額、特定園芸施設に併せて附帯施設（同条第四項第一号に規定する附帯施設をいう。以下同じ。）を共済目的としている場合にあっては第一号及び第二号に掲げる金額の合計金額、特定園芸施設に併せて施設内農作物（同項第二号に規定する施設内農作物をいう。以下同じ。）を共済目的としている場合にあっては第一号及び第三号に掲げる金額の合計金額、特定園芸施設に併せて附帯施設及び施設内農作物を共済目的としている場合にあっては第一号から第三号までに掲げる金額の合計金額とする。

一　次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額

イ　特定園芸施設がガラス室（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設をいう。以下同じ。）である場合　当該特定園芸施設の共済責任期間開始の時における再建築価額に、ガラス室の時価現有率（特定園芸施設の価額の再建築価額に対する割合又は附帯施設の価額の再取得価額に対する割合として別表第一に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額

ロ　特定園芸施設がプラスチックハウス（主としてプラスチックフィルム若しくは通気性を有する被覆材により被覆されている特定園芸施設又は屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている特定園芸施設をいう。以下同じ。）である場合　当該特定園芸施設の共済責任期間開始の時における再建築価額にプラスチックハウスの時価現有率を乗じて得た金額と、当該特定園芸施設のプラスチックフィルム、通気性を有する被覆材又は合成樹脂板（以下「プラスチックフィルム等」という。）の共済責任期間開始の時における再取得価額（共済責任期間開始の時に未被覆であるプラスチックハウスについては、当該共済責任期間開始後に被覆する予定のプラスチックフィルム等の再取得価額）に被覆経過割合（プラスチックフィルム等の価額の再取得価額に対する割合として別表第二に定める割合をいう。）を乗じて得た金額とを合計して得た金額

二　附帯施設の共済責任期間開始の時における再取得価額に、附帯施設の時価現有率を乗じて得た金額

三　特定園芸施設の共済責任期間開始の時における再建築価額に、施設内農作物価額算定率を乗じて得た金額

2　前項の特定園芸施設の再建築価額は、当該特定園芸施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを建築するのに要する費用に相当する金額とする。ただし、プラスチックハウスに係るものにあっては、プラスチックフィルム等の再取得価額を除いた金額とする。

3　前二項の再取得価額は、附帯施設に係るものにあっては当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額とし、プラスチックフィルム等に係るものにあっては、当該プラスチックフィルム等と同一の材質、厚さ、面積及び型を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額とする。

4　第一項第三号の施設内農作物価額算定率は、当該施設内農作物を標準的な経営において栽培したとした場合に要する経費の当該特定園芸施設の再建築価額に対する割合として別表第三に定める率とする。ただし、法第十一条第二項に規定する都道府県連合会又は法第二百条に規定する特定組合等が、農林水産省経営局長の承認を受けて、一定の区域につきその区域内の施設内農作物の栽培実態に応じてこれと異なる率を定めた場合は、当該定めた率とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。